浦添市貨物自動車運送事業者支援金　Q&A

Q1．加算額の算出の基となる「運送車両保有台数」とは、自社が保有する全ての運送車両となるのか。

A．会社が保有する全車両のうち、（本社・支社・営業所を問わず）浦添市内の事業所を定置場とする車両に限ります。よって、他市町村にある事業所を定置場とする車両は含みません。

Q2．浦添市に（本社・支社・営業所を問わず）事業所はあるが、その事業所を定置場とする運送車両がない場合、基本額のみ支給となるのか。

A．基本額のみ支給します。

Q3．運送車両保有一覧表（様式第３号）は、必ず全て記入しなければならないか。

A．別途、車両番号が記載された車両一覧表を添付することで、車両番号欄のみ記入を省略可とします。

※この場合、様式の中央に“別紙のとおり”と記載してください。

※保有台数（Q１参照）と一覧表が矛盾しないようご注意ください。

Q4．申請から支給されるまでどの程度の期間を要するか。

A．申請内容に不備がない場合は、市が申請書を受領してから概ね２週間程度で支給（口座へ振込み）される予定です。

Q5．支給の確認はどのように行うのか。

A．支給通知書等の送付はございません。口座の通帳を記帳してご確認ください。なお、振込人名は「ｳﾗｿｴｼｶｲｹｲｶﾝﾘｼｬ」と記載されます。なお、支給の証明書が必要な場合は、お問い合わせください。